

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年2月25日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表(第2条関係) 院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、 <u>管理栄養主任</u> 、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、 <u>管理栄養士</u> 、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手	別表(第2条関係) 院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、 <u>栄養主任</u> 、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、 <u>栄養士</u> 、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおり	(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおり

りとする。

種類	適用範囲	
略		
医療職	略	
給料表 (別表 第2)	医療職給 料表(2)	局長(医療技術局長に限る。)、副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)、副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、 <u>管理栄養主任</u> 、 <u>歯科衛生主任</u> 、 <u>診療放射線主任</u> 、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、 <u>管理栄養士</u> 、 <u>歯科衛生士</u> 及び診療放射線技師
	略	
略		

2～4 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、 <u>管理栄養士</u> 、 <u>診療放射線技師</u> 、臨床工学技士又は歯科衛生士(以下「臨床検査技師等」という。)の職務
略	
3級	臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床心理主任、臨床工学主任、 <u>管理栄養主任</u> 、 <u>歯科衛生主任</u> 又は診療放射線主任の職務
略	

りとする。

種類	適用範囲	
略		
医療職	略	
給料表 (別表 第2)	医療職給 料表(2)	局長(医療技術局長に限る。)、副局長(医療技術局の副局長に限る。)、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)、副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、 <u>栄養主任</u> 、 <u>歯科衛生主任</u> 、 <u>診療放射線主任</u> 、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、 <u>栄養士</u> 、 <u>歯科衛生士</u> 及び診療放射線技師
	略	
略		

2～4 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、 <u>栄養士</u> 、 <u>診療放射線技師</u> 、臨床工学技士又は歯科衛生士(以下「臨床検査技師等」という。)の職務
略	
3級	臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床心理主任、臨床工学主任、 <u>栄養主任</u> 、 <u>歯科衛生主任</u> 又は診療放射線主任の職務
略	

ウ 略	ウ 略
-----	-----

(鳥取県病院局財務規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前					
別表(第6条関係)病院事業勘定科目					別表(第6条関係)病院事業勘定科目					
<u>収 益</u>					<u>収 益</u>					
略					略					
<u>費 用</u>					<u>費 用</u>					
款	項	目	節	備 考	款	項	目	節	備 考	
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	略	略	病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	略
			医師給	略					医師給	略
			看護師給	略					看護師給	略
			医療技術員給	常勤の臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、 <u>管理栄養士</u> 、 <u>歯科衛生士</u> 、診療放射線技師等に対する給料					医療技術員給	常勤の臨床検査技師、 <u>薬剤師</u> 、 <u>理学療法士</u> 、 <u>栄養士</u> 、 <u>歯科衛生士</u> 、診療放射線技師等に対する給料
			事務員給	略					事務員給	略
			労務員給	略					労務員給	略
			(手当)	略					(手当)	略
			医師手当	略					医師手当	略
			看護師手当	略					看護師手当	略
			医療技術員手当	略					医療技術員手当	略
			事務員手当	略					事務員手当	略
			労務員手当	略					労務員手当	略
			(報酬)	略					(報酬)	略
			(賃金)	略					(賃金)	略
			退職給与金	略					退職給与金	略
			法定福利	略					法定福利	略

		費				費		
		材料費	略	略		材料費	略	略
		経費	略	略		経費	略	略
		減価償却費	略	略		減価償却費	略	略
		資産減耗費	略	略		資産減耗費	略	略
		研究研修費	略	略		研究研修費	略	略
	医業外費用	略	略	略		略	略	略
	特別損失	略	略	略		略	略	略
資産及び資本 略				資産及び資本 略				

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第4条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる職員以外の職員 旧給料月額</p> <p>第8条～第11条 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前号</u>に掲げる職員以外の職員 旧給料月額</p> <p>第8条～第11条 略</p>

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。